

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2019年4月20日発行
第126号

発行所・編集/NPO法人埼玉管ネット（埼玉県マンション管理組合ネットワーク） 編集人/栗原照明

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

事務所 Tel 048-887-9921 Fax 048-887-9924



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）・理事団体



第1回大規模
修繕工事完工会員
マンション紹介

メロディーハイム坂戸

坂戸市

地上15階建 延8851.52m²

戸数 103戸

竣工 2006年3月

2019年1月、第1回大規模修繕工事を完了いたしました。

皆さん積極的に参加され、修繕に関するアンケート調査の回収率は96%でした。

春号
Spring

- 【度重なる漏水発生】【不具合事例】他… p.2
- 「令和」時代のマンションライフ … p.4
- 賛助会員紹介（国土管理株式会社）… p.5
- 統計調査に御協力を … p.6
- 第35回越谷市・南越谷地区
合同総合防災訓練… p.7
- 通常総会及びセミナーのご案内 … p.8



***【度重なる漏水発生】**

**『組合側からの債務不履行責任追及』
委託業者の「選任監督上の過失」に限定**

《事案の概要》

(築約30年・6階建住居専用M)

売買予約付きで最上階の住戸に入居した賃借人が、屋上等からの漏水で専有部分を使用出来なかったとして管理規約上の責務を果たさなかった

「債務不履行」もしくは土地

の工作物責任に基づく損害賠償を求めて、管理組合を提訴した事案。



入居から約2年後の2011年6月に天井裏から漏水が発覚した為、管理組合は同年8～9月、屋上防水などを実施。だが、この年の10月には天井や柱付近の床に漏水の痕跡が発覚。

12年3月にも漏水が発生し、補修が行われたが、床の漏水は続いた。

別の専門業者が14年9月頃、床への漏水の有無を調べため散水試験を実施した結果、サッシの経年劣化等を原因とする浸水が確認され、サッシは15年6月迄に管理組合の費用負担で交換した。

それを受けて区分所有者・賃借人と管理組合は同年7月、一連の漏水について管理組合が修復費用237万6千円を払い、修復に充てない時は返還する内容で合意した。

ところが、約1ヶ月半後にまた漏水が発生。外壁等に水の存在があることが確認され補修した。

賃借人は同年10月「管理組合がその責任と負担で共用部分を管理する」と定めた管理規約に反し漏水が解決しない為、住戸を使用出来なかったとして区分所有者から譲渡を受けた債務不履行・民法717条1項の土地の工作物責任を請求。賃料相当額640万6800円の支払いを求めて提訴した。

《判決要旨》

一審・横浜地裁判決は、管理規約の規定から「共用部分

から専有部分への漏水で専有部分の使用に支障が生じたときは、漏水で被った使用料相当額の損害賠償を求める余地がある。」と指摘。

その上で、最初に判明した天井の漏水は、補修後4年は再発していないとし、管理組合の「的確な対処がされてお

り、債務不履行責任は生じない」と判断した。

二審・東京高裁判決は、一審同様管理組合の債務不履行について、共用部分の管理義務違反があり、区分所有者が損害を受けた場合には「当該区分所有者に債務不履行責任を負う」と指摘。但し、管理組合は漏水対応のような専門技術的な事項について「自身で対応する能力はない」と言

及。管理組合は共用部分の管理責任を負う者として、漏水発生との連絡を受けたときは、遅滞なく専門業者に調査や工事を依頼することを要するが、こうした場合には「依頼した専門業者の選任監督上の過失がある場合に限り『帰責事由』があるとして管理組合の債務不履行責任を問うこと

ができる。」との解釈を示した。

《コメント》

『業者を「履行代行者」と認定』

高裁判決は「業者に帰責事由があるときに限り責任を負い、管理組合は責任を負わない」と判断した。

判決の影響大きい

地裁判決は「履行補助者」。高裁では、補助者から「履行代行者」に代わっており、判決の影響は大きい。

工場の範囲や程度、費用について判断するのは管理組合だが、「履行代行者だから責任はない」とされてしまうと、組合員には余りにも酷な判決と云わざるを得ないであろう。

(マンション管理新聞より抜粋)

***【不具合事例】**

免震・制振ダンパー問題だけじゃない…耐震性に影響『構造スリット』大丈夫？

神奈川県のマシオン『全体の4割が施工不良』

免震・防振ゴムや免震・制振ダンパーの性能・検査データの改ざんが発覚するなど、地震に対する建物性能への信頼が揺らいでいるが、一般的なマシオンでも、建物の耐震性を揺るがし兼ねない「不具合」がある。

構造耐力上重要な柱や梁・壁と、単なる「雑壁」を切り離す目的で施工される緩衝材「構造スリット」。地震時、雑壁に加わる力を柱や梁に伝えられないようにする為の「縁切り」だ。既存マシオンにも数多く採用されているが、この構造スリットに不具合が見つかると、ケースが散見される。

不具合を発見し、売り主負担で補修工事を実施させた経験を持つ建築士は「築年が浅いマシオンはスリットが適正に施工されているか、第一回の大規模修繕工事前には是非調査して欲しい」と訴える。

神奈川県のマシオンでは3年前、構造スリットの一部で不具合が見つかった。入居

5年目に管理会社から鉄部塗装・屋上防水の保護塗装を提案された際、**管理組合が屋上部分を確認してみる**と、ひび割れが1500カ所もあることが分かり、新築時の施工に疑問を抱いたのがきっかけだった。

不具合を見抜き、売主との交渉が続けたが事態が好転せず、実務経験豊富な専門家を交え、検討した結果、約250カ所ある構造スリットの4割に当たる、100カ所以上に**施工不良の疑いがある**ことが判明。

補修工事は、全額売主が費用を負担して実施した。構造スリットの不具合を突き止めた専門家は、大手デベロッパーで新築マンション等の品質監理などを行っている経験から「スリットの適正な施工は難しい」と、常々、感じていた。

その専門家は、「大規模修繕工事を行う際にでもいから、**必ず構造スリットの調査をすべきだ**」と訴える。

築10年以内なら、品確法

の「**主要構造部の瑕疵担保責任**」を主張できるため、不具合があっても売主側の負担で補修を実施できるとアドバイスする。

「スリットが採用されているのは、阪神・淡路大震災以降の物件が大半だと思う。品確法が適用されないマンションでも、不具合が大きければ業者が対応することもある。とにかく、**まず調査して欲しい**。」(マンション管理新聞より抜粋)

***情報紹介コーナー**

【噂! (うわさ) ホット・早耳情報 (一)】

①「**遅延損害金の金利引下げ。日歩4銭の撤廃**」(?)

銀行等で貸金・ローン債権等の遅延損害金で利用されている日歩4銭ルール(年利14・6%)が、最近の低金利時代や景気後退局面が長引く中、影響(刺激)を受け、**いよいよ撤廃の方向**となりそうだ：(?)との情報もチラホラ

浮上! どうしよう(?)

長引く、景気後退局面から抜け切らない中、現在、政府は、**民法改正を協議している**中で、いよいよ、金利に手を付けざるを得ない状況になってきたようだ。

従来、**遅延損害金は、臨時金利調整法、出資法、消費者金融法の適用除外**であったが、この度、政府も重い腰を上げざるを得なくなってきた様子で、法制審議会にて、**現在、金利引下げを有識者で検討中**とか：(?)

その影響をモロに受ける

目先の一つが、**マンションの管理費・修繕積立金(管理費等)の滞納金問題**である。マンションにとって

は、正に、**死活問題**だ! 給与収入が上がらない・景気は一向に上向かない・滞納金は、膨らむばかりで増加の一途を辿るばかり。管理組合理事長にとっては、**頭が痛い・困ったものだ!**

現在の段階では、**遅延損害金の上限金利は年利3%** (案) が有力のようだ。

早いうち(発表前)に、

長期滞納金問題を解決すべきである。↓理事会決議で早期訴訟提起を**実践(提案)**してみることをお勧めします。

②「**時効中断事由**」も撤廃：(?)

「時効中断事由」として民法上、①請求 ②差押、**仮差押または仮処分** ③承認の三種類が規定されています(民法147条各号)が、こちらも、**どうやら撤廃の検討**がなされているとか：(?)との情報も噂されておき、**同審議会にて協議中**とか。

「**全く、お偉いさん達の発想は**：(?)」と疑いたくなる今日この頃であります。

以上、小耳に挟んだ情報を提供させていただきました。

果たして、今後の動向如何は…どう決着してゆくの…(?)**楽しみに注視**して下さい。

(マンション管理士 栗原照明)

世紀を超えて 快適サポート

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断

～ Totalでご提案します ～
大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。



北海道支店・東北支店・横浜支店
中部支店・関西支店・福岡営業所

KNS 建装工業株式会社

首都圏 マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL : <http://WWW.KENSO.CO.JP/>

「令和」時代の
マンションライフ

平成の時代が終焉し、五月から「令和」となる新しい元号が発表されました。

「令」の字が入って、これからの時代を作っていくに相応しい文字を探してみると「法令」と言う文字が頭に浮かび上がりました。

「昭和」から「平成」の時代にかけては「行け行けどんどん」で「法令」で定められた規制を軽視し、兎に角「儲ければそれで良い」と言う雰囲気や時代は流れて行きました。

分譲マンション分野でも、バブル経済が破綻し、管理会社の管理委託契約先である管理組合の資金流用などの問題が多発し、多くの管理組合が被害を受けました。この様な時代背景が問題になり、新しく法規制が制定されました。

一、平成十二年十二月

「マンション管理適正化法」が制定

マンション管理士の資格

が新たに設けられ、マンション管理業者の登録制度が採用され、より厳格な法規定を設けました。

二、平成に入り区分所有法が数回改正

(一)平成十四年十二月

●共用部分の変更

形状または効用の著しい変更を伴わないものを除き区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で議決(十七条一)可能。

●代理権当事者適格

管理者は、規約または集会決議により区分所有者の為に原告又は被告となる事が出来る。

(二)六条(十四)旧体系は

民法規定により権利能力なき社団として、単に理事長名で申立可能であったが、当事者適格の適性を踏むため、集会決議が必須となった。

●規約の適正化

各区分所有者の利害の均衡が図られるよう定めなければならぬ。(二〇条一)●規約、決議及び集会・決議の電子化等も定められました。

電磁的記録をもって作成し、または保管することが出来る(三三・四二・四五条)

●復旧買い請け人の指定

復旧に際し、決議賛成者に対しての買取請求権の設置(六一条一七)

●建替え決議(六二条)

区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で建物を取り壊し、新たに建物を建築する旨の決議が出来る。

●団地内の建物の建替え承認決議(六九条)

一団地内に数棟建物を構成する場合、区分所有者が有する議決権の四分の三以上の同意で承認決議が出来る。

●団地内建物の一括建て替え決議(七〇条)

団地内の全ての棟を一括で建替える場合、団地管理組合の五分の四以上の賛成が要。但し各棟三分の二以上の賛成要。

三 平成一四年六月

マンション建替えの円滑化等に関する法律が制定
抵当権設定者や賃借人などの権利調整を行う法律が制定

この様に平成に入り、分譲マンションに対して、新法が制定され、既存法も時代に適合した法体系に変更が加えられました。

建物、敷地の維持管理には管理組合員の「合意形成」は欠かせません。

組合運営は多数決で物事を決定するのが基本原則です。

昭和から平成初期に建築された分譲マンションは高齢者の増加により、役員成り手がいない。管理組合の執行機関である役員がいなければ組合運営に合意形成も諮れず案件の採扱は諮れません。

また、建物の維持修繕も難しいでしょう。

「和をもって貴しとなす」と言う言葉がありますが、相互のコミュニケーションを大切にし、各種「法令」を遵守し、適切な管理運営がなされる事により「平和」なマンションライフが満たされるものと思います。皆様方の「令和」の時代のご活躍を期待致します。

(マンション管理士 土屋公司)

私たちは、人・街・暮らしを元気にします

資産価値

を 考 える マ ン シ ョ ン 管 理

私たち大和ライフネクストは、お客様の大切な財産であるマンションの資産価値の維持向上が最も重要なミッションだと考えています。



〈お問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 事業開発部
〒336-0018 東京都港区赤坂五丁目1番33号
TEL : 0120-54-4068 FAX : 03-5549-7059
マンション管理業者登録番号・国土交通大臣 (4) 第060755号

当社サービス内容や見積り依頼、その他建物施設運営管理に関するご相談を承っております。
お気軽にお問い合わせください。

賛助会員紹介

— 国土管理株式会社 —

弊社は首都圏でマンション分譲事業を展開するダイヤモンド地所株式会社を母体とするダイヤモンド地所グループのマンション管理会社です。

昭和62年に創立し、平成29年をもちまして会社創立30周年を迎えました。現在では、ワンルームやファミリータイプだけでなく、シニア向け分譲マンション等多彩なマンションの管理をさせて頂くまでになりました。平成30年3月時点での総合管理の受託組合数は162件、総戸数5,052件、部分管理は23件、戸数972件にのびります。

平成27年には「プライバシーマーク（Pマーク）付与適格事業者」としての認定を受け、個人情報保護マネジメントシステムを適切に運用する体制が確立されました。管理会社としての「質」の向上を図ると共に、お客様の信頼にお答えする

ための「顧客満足度」のより一層の向上に努めております。

弊社の特徴としては、日々お客様と接するフロント社員に経験豊富なスタッフを揃え、建物・設備に関する専門技術者による保守管理を実行しております。管理業務をおこなう中で特に注力しているのは「対応力」です。管理業務については縦割り業務ではなく、管理事務課がおこなう会計業務を除き、担当フロントマンが全ての業務を一貫しておこなう形態を取っております。フロントマンが全ての業務に携わることで、現場との温度差・時差をなくし、現場で「どのタイミングで、何が求められているのか」管理組合の声に耳を傾け、より良い環境作りをおこないます。そして皆様の所有財産であるマンションの資産価値向上を目指し最適なプランのご

提案をおこないます。管理業務における個々のフロントマンのノウハウや知識をフル活用し、日々管理業務に取り組んでいます。また、各案件は弊社の管理部門グループ内で共有を図り、特に重要な案件検討については、部内全体でも共有し、会社としてのレベルアップを図っております。

積極的な取り組みとしては、近年のマンション管理業界の課題である「建物の老朽化」、「居住者の高齢化」が挙げられます。建物の老朽化については単に「建物を建替える」ことを考えるのではなく、ヨーロッパの古城のような「200年マンション」を目指し、居住者の高齢化については「Hard（建物管理）からHeart（コミュニティ形成）」まで居住者の皆様の生活をサポートするサービスを提供させて頂きます。

近年、時代の変化に伴いコミュニティの希薄化が顕著に進行しておりますが、こういった時代の中で私達

は、マニユアル重視や機械的な管理でなく、人と人との心の通う「人間力」の管理を目指して参る所存でございます。私たちがお客様に一方的に与えるものではなく、私たちとお客様が互いに協力し合いながら、双方が満足し信頼を得られるようなハートフルな関係を構築することを目指しており、建物の一生とそこに住まう人に長く寄り添う「ライフタイムマネジメント」の考え方で、快適で快活なコミュニケーションあふれる住環境作りを目指して参りたいと存じます。

このように、時代趨勢を的確に捉え、ハード面のみならずソフト面にもウェイトを置き、挑戦と創造の気持ち忘れず、人と住まいに優しい付加価値サービスの提供を通じて社会に貢献する企業を目指して参ります。（文責：管理部・塩山駿介 連絡先：TEL03-3376-1401(代)）

マンション管理について様々な問題を
解消したいと考えている方は
経験豊富な国土管理にご相談ください。

お客様に『安全・安心・快適な建物管理サービス』を
迅速・誠実にお届けします。



東京都新宿区西新宿3丁目9番12号 西新宿ダイヤモンドビル
電話 03-3376-1401 (代表)

統計調査に御協力をお願い
します

マンションにお住まいの
皆様へ

埼玉県では、国から委託を受けて、様々な統計調査(国勢調査・全国家計構造調査・労働力調査など)を実施しています。

調査の対象に選定されま
すと、皆様の元に統計調査
員がお伺いいたします。
(調査対象世帯は無作為に
抽出されます)

その際にはぜひ御協力を
お願いいたします。

皆様から御回答いただい
た情報は、統計データに集
計・加工され、国民の共有
財産として次のように利活
用されます。

- ①行政上の施策への利用
政府の景気判断など。
- ②白書における分析での利
用

経済財政白書・男女共同
参画白書・子ども若者白書
など。

- ③地方公共団体での利用
- ④国際比較のための利用

国際機関へデータ提供さ

- ⑤民間企業や学術研究機関
による利用

又、個人情報保護の保護には
万全を期してまいりますの
で、御理解くださいますよ
うお願いいたします。

マンション管理関係団体の
皆様へ

近年、個人情報保護意識
の高まりや、単身・共働き
世帯の増加、オートロック
マンションの増加を受け、
マンションなどの共同住宅
での調査環境が厳しくなっ
てきております。

統計データは様々な行政
施策、商品・サービス、研
究成果などとなって国民に
広く還元されています。

統計調査の重要性を御理
解いただき、調査員が伺っ
た際には、敷地内に立ち入
ることへの御了解やポスタ
ー掲示等に御配慮いただけ
ますようお願いいたしま
す。

2019年に実施する調査
〈5年毎に実施する調査〉

全国家計構造調査

●調査の目的

家計における消費、所
得、資産及び負債の実態を
把握し、所得分布や消費の
水準等を全国的・地域的に
明らかにする。

●調査世帯
約4380世帯

●調査期日
2019年10～11月

毎月実施する調査
〈毎月実施する調査〉

●調査の目的
男女・年齢別の就業率や
完全失業率など、就業・不
就業の状態を調査し、雇用
政策や経済政策の基礎資料
とする。

●調査世帯
約22,500世帯

家計調査

●調査の目的
世帯の収入・支出など家
計収支の実態を調査し、経
済政策や社会政策の基礎資
料とする。

●調査世帯
約280世帯

「かたり調査」に御用心!

「かたり調査」とは、国
や県や市町村が行う統計調
査であるかのような、紛ら

わしい表示や説明をして、
世帯様から個人情報を取
する行為のことです。

「かたり調査」の判断のポ
イント

国や地方公共団体の職
員、調査員が、皆様に対
し、電話や電子メールで統
計調査の依頼をしたり、個
人や世帯の情報を調査する
ことはありません。

統計調査員は常に調査員
証を携帯しています。調査
員証を携帯していない者が
訪問した場合、統計調査員
になりすましている可能性
があります。御注意くださ
い。

【埼玉県統計課人口統計担当】

第30-(1D)号

統計調査員証

調査名 労働力調査
氏名 (調査員名)

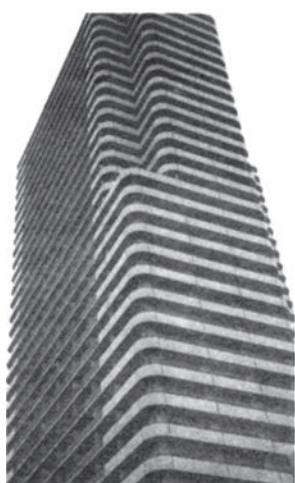
この者は、上記の統計調査に従事する調査員
であることを証明する。

任命期間 平成31年 4月 1日から
平成32年 3月31日まで

平成31年 4月 1

埼玉県知事 上田 清司 印

9cm



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

第35回越谷市・南越谷地区合同総合防災訓練

3月10日(日) 南越谷小学校校庭にて開催

越谷市、南越谷地区自治会連合会及び南越谷地区コミュニティ推進協議会の共催で、大地震が発生した時に、地区の方々が南越谷小学校へ避難した場合を想定し、各種訓練が実施されました。



高橋市長 松下会長 栗原会長

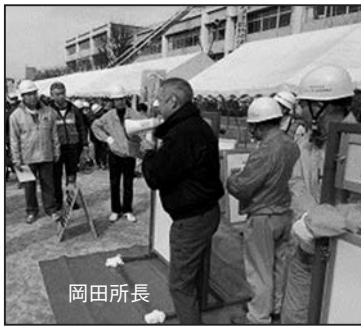
当会の栗原会長と団体委員の越谷市マンション連合会松下会長も防災訓練に参加させて頂きました。会場では越谷市高橋市長ともマンションに住まう方々に必要な防災訓練を推進することは大規模災害時

の共助にもつながり極めて重要であることなど意見交換を行いました。

【隔て板の蹴破り訓練】

今回の防災訓練では、マンションのバルコニーにある隔て板の蹴破り訓練について埼玉ネットとして訓練実施に参加させて頂きました。

はじめに参加者の皆さんへ訓練方法の説明を行い22名の方に体験頂きました。安全な隔て板の破り方は賛助会員(株)LIXILリニューアールの岡田所長より説明。



岡田所長

いきなり時はスリッパや裸足の時が多いと思います。低くかがんで、腕で簡単に割れることを体験頂きました。



蹴破り体験風景



越谷市では例年、防災訓練が実施されていますが今回は、埼玉県防災航空隊救出訓練も実施され、約1200名が参加した訓練でした。埼玉県では、大地震災害に対する備えは必須であり、マンションに住まう皆さんが、大地震発生時に何が必要であるのかを日頃から意識しておくことはとても大切な事です。

(埼玉ネット事務局)

LIXILの1dayリフォームは、お手頃な暮らしアップ提案です。



どうぞお気軽に見積相談お電話ください!

見積相談 無料

048-611-6260

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 定休日 土・日・祝日

LIXIL リニューアル

株式会社 LIXILリニューアル (リクシルリニューアル)

〒366-0911 埼玉県さいたま市緑区三室1158-3

マンション東関東支店 埼玉営業所 担当: 岡田・坂本・安部

LIXILリニューアル 検索

見積相談 無料です!

第18回 NPO 埼管ネット通常総会及び 第51回 管理組合実践セミナーのご案内

楽しく暮らそう、賢く住もう！
セミナー&ワークショップ 6月16日(日)開催
場所 越谷市中央市民会館 4階 第17・18会議室
(東武伊勢崎線 越谷駅東口より徒歩7分)

【通常総会】

開場 10時30分
総会開始 11時00分

【セミナー& ワークショップ】

開場 13時00分
講演開始 13時30分

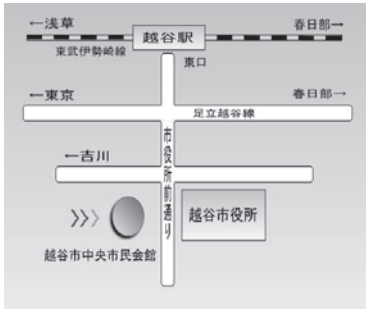
①『高齢化に負けない コミュニティづくり』

築30年を超える高経年マンションでは施設の維持保全のために居住者間の様々な場面で、合意形成が必要です。でもコミュニティが希薄なマンションでは居住者の高齢化とも重なり難しい問題です。

そこで今回はマンションコミュニティ研究会代表の廣田信子様をお迎えして課題解決の糸口を伺いたいと思います。

②『高齢化に向けた 越谷市の取組み』

越谷市役所より地域に住まう独居高齢者への対応・取組について伺います。
参加申込みは、事務局まで直接お問合せ下さい。参加費500円(会員は無料)



事務局インフォメーション

1. 先日、会員様宛、H.31年度年会費の請求書を送付させて頂きました。既に、処理頂きました会員様にはこの紙面をお借り致しまして御礼申し上げます。尚、組合様宛お送りしました書類が、宛先不明等で事務局に返送されてくるケースが散見されます。組合様にポストが設置されていない場合には、理事長様宅の集合郵便受けに「管理組合」の表示をする等のご対応を御願い申し上げます。
2. マンション管理に関する相談申込みは、随時受付しております。相談希望日の2週間程度前迄に届くよう、TEL・FAX・郵送等にて事務局宛にお申し出下さい。相談希望日時は、相談対応者の都合も御座いますので、第1希望、第2希望の日時をご記入下さい。
3. 昨年度より、メルマガの配信を開始しております。どうぞ、遠慮なくご活用下さい。まずは、機関紙「マンションライフ」メルマガ版にご登録を御願いたします。

事務局連絡先／ TEL：048-887-9921 FAX：048-887-9924
e-mail：info@saikan-net.com (栗原連絡先) kuril310_pro@yahoo.co.jp
パソコン版／ URL：http://www.saikan-net.com/
スマホ版／ URL：http://www.saikan-net.com/smart/
メルマガ登録／ URL：http://www.mag2.com/m/0001682307.htm

NPO 埼管ネット
（埼玉圏マンション管理組合ネットワーク）

入会案内 入会される方はこちらより

メルマガジン 埼管ネット 配信開始
毎月発行のマンションライフ(無料)

相談事例 お役立情報

イベント情報

スマホ版ホームページの配信をはじめました!

Copyright © Saikan-net. All rights reserved.
まぐまぐ! あらたにKASが、まぐまぐ!です

マンションLife情報マガジン

YO 無料

分譲マンションにお住まいの方、これから分譲マンションに住みたいという方に暮らしの情報を発信するメルマガです。発行元のNPO埼管ネットは、分譲マンションの管理運営に関する専門知識を持ったマンション管理士、建築の知識設計を専門とする一級建築士が在籍し、住まいの日常に立ち寄り管理運営から建物維持に至るまで様々な相談対応を行っています。分譲マンションの管理・運営は決して難しいものではありません。メルマガを通じて、安心、快適な住まいのための問題解決のヒントになるお話をさせていただきます。

▶ 最新号をウェブで読む ▶ メルマガ詳細

マンション・建物 大規模改修

■東日本リニューアル事業部
東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
《お問合せ》 ☎ (03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部
関西支店・福岡営業所
《お問合せ》 ☎ (06)6382-8410



ヤマギシリフォーム工業株式会社

http://www.ymgs.co.jp